

岩手県告示第 214 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成 21 年 3 月 13 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 路線名 江刺室根線
 - (2) 供用開始の区間
 - ア 一関市大東町大原字下七切 29 番 3 地先から字七切 421 番地先まで
 - イ 一関市大東町大原字稗ノ沢 15 番 5 地先から字町裏 134 番地先まで
 - ウ 一関市大東町大原字立町 39 番 2 地先から字町裏 16 番 1 地先まで
 - (3) 供用開始の期日 平成 21 年 3 月 26 日
 - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 県南広域振興局一関総合支局土木部千厩土木センター
 - イ 期間 平成 21 年 3 月 13 日から同年 4 月 13 日まで
- 2 (1) 路線名 世田米矢作線
 - (2) 供用開始の区間
 - ア 陸前高田市矢作町字馬越 133 番 20 地先内
 - イ 陸前高田市矢作町字馬越 133 番 9 地先から 133 番 20 地先まで
 - (3) 供用開始の期日 平成 21 年 3 月 13 日
 - (4) 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 大船渡地方振興局土木部
 - イ 期間 平成 21 年 3 月 13 日から同年 4 月 13 日まで